

白石都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (区域マスターplan)の変更(佐賀県知事決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添のように変更する。

変更理由 :

白石町全域への白石都市計画区域の拡大、及び、平成16年の計画策定から約20年が経過し、都市づくりを取り巻く社会情勢の変化への対応に加え、災害への対応、新たに策定・改訂された上位計画等との整合、区域周辺におけるプロジェクトの進行へ対応するため。

白石都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)

(原案)

令和 年 月

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

都市計画マスタープランには、県が策定するものと市町村が策定するものの2種類があります。

- ・県が定める「都市計画区域マスタープラン」

広域的かつ長期的な視点から地域における都市の位置づけや隣接都市との関係を踏まえ、都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示し、都市計画区域における基本的な方向性を定めます。

- ・市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」

都市計画区域マスタープランとの整合を図りながら、まちづくりの全体構想や地域別構想を示すものです。

なお、都市計画区域マスタープランは都市計画に関する基本方針を示すものであり、福祉施策や産業・観光振興などの計画は対象外ですが、都市計画制度を活用し、これらの施策を側面から支援する役割も担っています。(図1 参照)

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、次の3つの項目が法定事項として定められます。

1) 都市計画の目標

隣接・近接する他の都市計画区域や区域外の現況、将来の見通しを踏まえ、当該区域の広域的な位置づけに配慮しながら、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりのビジョンと整備の基本的な方向性を示します。

2) 区域区分の決定の有無

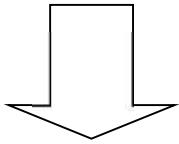
現行の線引き都市計画区域では、市街地の拡大の可能性などを考慮し、非線引き都市計画区域では広域的な拠点性の有無などを踏まえて、区域区分を行うか否かを決定します。区域区分を行う場合は、その方針を示します。

3) 主要な都市計画の決定方針

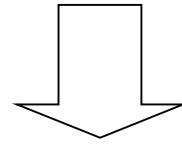
「都市計画の目標」を実現するため、次の4つの項目について方針を定めます。

- ①土地利用：商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落、森林などの大まかなゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
- ②都市施設の整備：道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流、都市の骨格を支える施設について整備方針を示します。
- ③市街地開発事業：密集市街地の改善や低未利用地の有効活用など、市街地整備の方針を示します。
- ④自然的環境の整備又は保全：緑地など良好な自然環境について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

佐賀県施策方針2023など



市町村総合計画など



【都市計画区域マスタープラン】

(法定事項)

- ①都市計画の目標
- ②区域区分の有無及び定める際の方針
- ③主要な都市計画の決定方針
 - …土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業

(都市計画法第6条の2)

【市町村都市計画マスタープラン】

(例示)

- ①まちづくりの理念や都市計画の目標
- ②全体構想
 - …目指すべき都市像、都市像実現のための主要課題、課題に対応した整備方針 等
- ③地域別構想
 - …あるべき市街地像等の地域像 等
- ④実現に向けた方策 等

(都市計画法第18条の2)

図-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

目 次

1 都市計画の目標.....	1
(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと役割.....	1
(2) 都市づくりの課題.....	2
(3) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向.....	3
(4) 集約拠点地区ごとの市街地像	8
2 区域区分の決定の有無.....	9
(1) 区域区分の決定の有無.....	9
(2) 区域区分を行わない理由	9
3 主要な都市計画の決定の方針	10
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	10
1) 基本方針	10
2) 市街地の土地利用の方針	10
3) 市街地外の土地利用の方針	11
4) 主要な拠点の位置づけ	12
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
1) 交通施設の整備方針	13
2) 河川の整備方針	14
3) 下水道の整備方針	15
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1) 基本方針	16
2) 市街地の整備方針	16
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
1) 基本方針	17
2) 主要な緑地等の配置の方針	17
参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	19

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと役割

本区域は、九州最大の平野である筑紫平野を構成する白石平野に位置する。白石平野は中世から行われてきた干拓により形成され、区域の約9割を占めており、県を代表する農業地帯となっている。

地理的には区域の南東部に有明海、西部には杵島山の森林が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれた地域となっている。

また、2つの鉄道駅及び2本の国道を有しており、鉄道駅周辺を中心とした市街地が形成されている。

一方で、基幹産業は農水産業であり、古くから農村集落が形成され、これらの集落と田園環境が共存する生活圏が形成されている。

また、有明海沿岸道路の整備により佐賀市内や九州佐賀国際空港へのアクセスが向上しており、IC周辺への新たな産業立地、雄大な白石平野等の自然環境を活かした観光交流や町内への定住が期待される。

広域的にみると、本区域は有明海沿岸に位置し、有明海沿岸道路の整備や九州佐賀国際空港の機能強化等により、周辺地域との連携強化、都市機能の拡大、経済成長が期待される。また、長崎自動車道の武雄北方ICと有明海沿岸道路の福富ICを結ぶ軸上に位置することから、広域的な重要性も高まっている。

このため、本区域では、基幹産業である農水産業の活力維持・向上に向けて良好な田園環境を保全しつつ、市街地と農村集落の維持・充実を図るとともに、交通の利便性を活かした交流促進によるまちづくりを進めていく必要がある。



図-2 位置図

(2) 都市づくりの課題

白石都市計画区域の広域的な位置付け・役割及び現況を踏まえ、本区域における都市づくりの課題を以下に記述する。

A 産業の振興・活力の維持、広域ネットワークの活用による交流の促進

本区域では、タマネギやレンコン、稻作等をはじめとした農業が盛んである一方、高齢化による離農や農地の減少等の懸念も生じている。人口減少・超高齢社会の中、都市機能の維持、持続可能なまちづくりが求められている。

そこで、整備が進められる有明海沿岸道路等を活用し、佐賀市や鹿島市などの周辺都市との連携・交流を促進する必要がある。

B 都市と自然が調和した良好な居住環境の形成

本区域は、杵島山や田園、有明海などの豊かな自然環境に囲まれた良好な居住環境を有している。

一方、多様な人々が安心して暮らせるまちづくりに向けて、ユニバーサルデザインや交通弱者対策の必要性が高まっている。また、有明海沿岸道路の整備に伴う、アクセス向上やIC周辺等における土地利用の変化に対し、適切に対応する必要がある。

そこで、田園環境との調和を図りながら、良好な居住環境の形成を図る必要がある。

C 地域資源の活用による観光振興と自然環境の保全

本区域は、杵島山や有明海などの良好な自然環境に加え、日本三大歌垣のひとつである歌垣公園等の歴史・文化資源を有している。

これらの地域資源を保全・活用し、住民のレクリエーションの場として活用するとともに、観光振興に役立てる必要がある。

D 安全に暮らせる市街地の形成

本区域は、白石平野の低平地に位置し、高潮や津波、六角川や塩田川の洪水による浸水等が懸念されている。また、山あいを中心に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が点在している。近年の災害激甚化を踏まえ、防災対策が重要となっている。

このため、災害リスクの高い区域を避けた土地利用の誘導、水害等に備えた施設の維持管理の充実、安全な避難に向けた地域防災力の強化等を推進し、自然災害に強い市街地を形成する必要がある。

(3) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

本区域は、全国有数の生産量を誇るタマネギやレンコン、稻作などの農業が盛んな地域であり、杵島山の山並みを背景とした田園風景が広がっている。

また、六角川、塩田川等の河川や、およそ40年ぶりに湧き出した縫ノ池等の水辺環境は貴重な水生生物の生息地になっており、豊かな自然的資源に恵まれている。さらに、日本三大歌垣の一つで白石平野を展望できる歌垣公園など歴史・文化的な資源を有している。

一方で、人口減少・高齢化などへの対応や、風水害等の自然災害への対策の必要性が高まっている。

本区域のまちづくりの方向として、地域の基幹産業を支える農地の保全、農村集落の活力維持を図るとともに、自然、歴史、文化など多岐にわたる地域資源を活かし、武雄市、鹿島市、江北町や佐賀市方面との生活、産業、観光面で連携するため、広域交流ネットワークを充実していくことが求められている。

このため、都市機能や集落環境の維持・充実に努めるとともに、広域交通の利便性を活かした都市機能の強化を図る。また、自然、歴史、文化を活かした観光や農水産業の振興、白石ならではの美しい田園環境を活かした定住促進を図る。

さらに、高齢化の進展や災害の頻発といった社会状況の変化に対し、ユニバーサルデザインのまちづくりや防災対策を推進することで、安全・安心な暮らしの確保に向けて取り組むことが必要である。

また、全国的に人口がすでに減少局面にある中で、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためには、既存ストックを有効活用しながら、商業・医療・福祉等の都市サービスが中心部にコンパクトに集約され、拠点都市間、周辺部と中心部、各種都市サービス間が主に公共交通によって相互にネットワークされた「コンパクト・プラス・ネットワーク」を踏まえた持続可能なまちづくりを目指すことが不可欠である。

この他、国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでおり、本区域においても、本格的な人口減少社会における町土の適切な利用・管理の在り方を構築していくため、脱炭素社会の実現に向けたコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進していく。

以上を踏まえ、都市づくりの基本理念（A～D）と、それぞれの基本理念を受けた整備の基本方向を定める。



全国有数の生産量を誇るタマネギ

A 産業の活力にあふれ、周辺都市との連携を促進するまち

本区域は、有明海の干拓による広大な農地が広がり、豊かな田園景観と、全国有数の生産量を誇るタマネギやレンコン、稻作などの農業が今日も受け継がれている。

こうした良好な営農環境の保全を図りつつ、有明海沿岸道路の整備による交通利便性を活かし、周辺都市との連携・交流の促進を目指す。



白石平野の田園風景

① 産業の振興、まちの拠点の集積強化と居住の維持

県内有数の農業生産地として、農地の適切な保全に努め、さらなる生産性向上や農産物のブランド力向上、新たな農業関連産業の立地促進により農業の振興を図る。

また、良好な営農環境の保全と生活機能の維持を図りつつ、国道207号と（主）武雄福富線が交差する一帯のまちの拠点への商業や公共機能の集積強化を図る。

② 幹線道路等の整備による周辺都市との連携・交流の強化

有明海沿岸道路の整備による交通利便性の向上を活かし、新たな産業の立地や定住の促進を図るとともに、佐賀市や鹿島市などの周辺都市との商業・医療・福祉等の連携・交流の強化を図る。

さらに、有明海沿岸道路の福富IC近くの道の駅しろいしを、観光・交流の拠点として活用し、新たな人やモノ、情報の流れを促進する。

B 田園環境と調和した暮らしやすいまち

田園環境と調和した都市的土地区画整理事業を図り、快適に暮らせる良好な居住環境を備えたまちを目指す。

また、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりのもと、持続可能な公共交通や拠点のあり方を検討し、高齢者等すべての人に配慮した暮らしやすいまちを目指す。



白石町の市街地

① 田園景観と調和した白石らしい快適な居住環境の形成

有明海に連なる広大な干拓地や整然とした田園環境と調和しながら、市街地における都市的な利便性の高い居住、農地周辺における豊かな自然環境のゆとりある居住等、良好な居住環境の整備を図る。

また、新たな都市的土地区画整理事業においては、利便性の高い既成市街地への誘導を図るとともに、周辺の自然環境や営農環境に十分配慮する。

② ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念を踏まえ、公共施設や地域の中心部におけるバリアフリー空間の形成や、幹線道路の歩道整備等を進め、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

C 豊かな自然や歴史、文化を活かすまち

本区域は、杵島山の豊かな森林・緑地、文化的景観でもある田園、六角川等の河川や約40年ぶりに湧き出した縫ノ池、有明海等の豊かな自然環境を有している。

これらの自然資源に加え、歌垣公園をはじめとした歴史・文化的な資源を活かしたまちづくりを目指す。



歌垣公園

① 自然、歴史、文化等の地域資源を活かしたまちづくり

本区域は、杵島山の森林、白石平野の田園、六角川や塩田川等の河川、縫ノ池、有明海などの自然資源に加え、歌垣公園、水堂さん（日輪山安福寺）、八坂神社、海童神社、五千間土居（松土居）、堤地区周辺の城下町や須古城跡などの歴史・文化資源に恵まれている。

これらの地域資源を適切に保全し、地域資源をつなぐ観光ルートの形成や情報発信を行うことで、観光資源を生かしたまちづくりを推進する。さらに、有明海沿岸道路の開通を契機とした交流人口の拡大および産業振興への波及を図る。

② 自然環境の保全・活用

西部の杵島山等の貴重な森林・緑地や広大な田園、縫ノ池や有明海の水辺空間等の自然環境を適切に保全するとともに、住民が日常生活において身近に水や緑と親しめるレクリエーションの場としての活用を図る。

これらの自然環境の保全は、水源涵養や雨水貯留等の防災に資する機能、多様な生物の生息の場、白石の特色ある景観を形成していることからも重要である。

D 災害に強く安全で安心して暮らせるまち

甚大な被害をもたらす災害に備え、防災・減災対策を推進し、災害に強いまちを目指す。

都市基盤の整備だけでなく、災害リスクを踏まえた土地利用の促進や、ソフト施策による災害発生時の対応を組み合わせて、災害に強いまちづくりを推進する。



避難訓練の様子

① 水害等に備えた減災・防災対策の推進

近年頻発する水害や土砂災害等から住民の生命や財産を守るために、河川事業、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業、地すべり対策事業を進める。

また、河川管理施設や下水道などのインフラの老朽化への対応、防災重点ため池やクリーク等の改修を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した避難地や避難路・代替路の確保、建築物の耐震性の向上、住まい方の工夫を促す取組など災害に強い都市基盤の整備を進める。

② 災害危険区域を踏まえた土地利用

浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、ハザードマップに示された災害の危険性が想定される区域では災害リスクを踏まえた土地利用を図る。また、森林が持つ水源涵養や土砂流出の防止等の公益的機能を維持するため、森林の適正な管理を図り、土砂災害、河川氾濫などの自然災害に強いまちづくりを流域全体で進める。

③ 防災情報の提供や避難誘導などのソフト対策の推進

ハザードマップや河川水位等の防災情報の提供、防災訓練、避難誘導等について関係機関と連携して取り組む。また、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導する体制の整備、避難所の良好な生活環境の確保など、ソフト面からも災害対策を講じる。

(4) 集約拠点地区ごとの市街地像

白石都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区（集約拠点地区）を以下のとおり定める。

a. 白石地域中心部（地域拠点地区）

国道 207 号と（主）武雄福富線が交差する一帯には、町役場、肥前白石駅、県立高校、医療施設、商業施設など、日常生活を支える都市機能が集積している。今後も医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市機能の集積を図り、日常的なニーズに対応できる都市機能と居住とが一体化した、利便性が高くコンパクトな市街地の形成を目指すとともに、防災性の高い拠点地区の維持・形成を図る。

また、地域コミュニティの維持や地域防災力の向上のため、まちづくり協議会の設立・運営を行う。さらに、有明海の干拓によってつくられた豊かな田園景観や農水産物、固有の歴史的・自然的資源を守り育てることで、心の豊かさと活発な交流のある暮らしが育まれる地区の形成を図る。

b. 福富地域中心部（集落・地域生活拠点地区）

福富小学校周辺は、豊かな田園環境の保全と調和を図りつつ、医療・福祉、教育、消費など、日常の暮らしを支える都市機能の維持を図る。また、地域コミュニティの維持や地域防災力の向上のため、まちづくり協議会の設立・運営を行う。

さらに、有明海沿岸道路福富 IC の高い交通利便性を活かし、新たな雇用創出や定住促進を図るとともに、観光・交流、防災の拠点として、道の駅しろいしの活用を推進する。

加えて、教育・文化や消費などの多様なニーズへ対応するため、コミュニティタクシーなどを活用し、区域内や周辺都市との円滑な連携・交流を促進する。

c. 有明地域中心部（集落・地域生活拠点地区）

新有明小学校周辺は、豊かな田園環境の保全と調和を図りつつ、医療・福祉、教育、消費など日常生活の暮らしを支える都市機能の維持を図る。また、地域コミュニティの維持や地域防災力の向上のため、まちづくり協議会の設立・運営を行う。

さらに、教育・文化や消費などの多様なニーズへ対応するため、鉄道や路線バス等を活用した区域内や周辺都市との円滑な連携・交流を図るとともに、嬉野・鹿島地域方面の玄関口という地理的特性を活かし、交流人口の拡大を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、用途地域が指定されていないこと及び現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域を市街地と市街地外に区分し、広域的な観点から、土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述する。また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 基本方針

土地利用にあたっては、田園環境等の保全とともに既存集落の活力維持が重要であり、無秩序な市街化を防止するとともに、周辺環境や防災にも配慮した計画的な住宅地の形成や集落地の良好な生活環境の維持を図る。

また、低炭素都市づくりに配慮しつつ、既存ストックが集積する既成市街地を有効活用し、商業・業務、医療・福祉等の都市サービス機能の集積を維持しながら、コンパクトな市街地形成を推進する。

2) 市街地の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じて適正な誘導を図る。

また、持続可能なまちづくりを推進するため、立地適正化による居住・都市機能の誘導も視野に入れた検討を行う。

① 商業・業務地

国道207号と（主）武雄福富線が交差する一帯（まちの拠点）

- ・国道207号と（主）武雄福富線が交差する一帯は、町役場をはじめ、白石町総合センターや白石町健康センター、白石町総合運動場等の主要な公共施設に加え、農産物直売所、商業施設、医療施設等が立地している。行政、医療・福祉、商業等の生活に必要な様々な機能の集積により相乗的に人を呼び込む活気ある商業・業務地の形成を図る。
- ・肥前白石駅東側の既存商店が集積している地区は、空き家や空き店舗の有効活用等により、地域コミュニティ活動の場としての機能を強化する。
- ・鉄道駅は単なる交通拠点としてだけでなく、人々の交流の場として活用を図る。

福富小学校周辺・新有明小学校周辺（生活交流拠点）

- ・福富小学校や新有明小学校の周辺では、周辺環境に配慮しながら、日常生活を支える商業施設の立地・維持を図る。
- ・有明海沿岸道路福富IC近くの道の駅しろいしは、観光・交流や防災の拠点として、機能の維持・活用を図る。

② 工業地

福富 IC 周辺など

- ・有明海沿岸道路福富 IC 周辺や長崎自動車道武雄北方 IC に近い区域の北東部など交通利便性の高い地域については、周辺の農村環境との調和に配慮しながら、その利便性を活かした企業誘致による産業の振興を図る。

③ 住宅地

国道 207 号と（主）武雄福富線が交差する一帯（まちの拠点）

- ・国道 207 号と（主）武雄福富線が交差する一帯の住宅地は、買物等の日常生活の利便性の高さを活かし、空き家・空き店舗の有効活用等を推進することにより、良好な居住環境の確保、居住の促進を図る。

福富小学校周辺・新有明小学校周辺（生活交流拠点）

- ・田園環境に配慮した必要な都市基盤の整備等により、良好な居住環境の形成を図るとともに、新たな居住等については、都市基盤が整備されているエリアへの誘導を図る。
- ・小中学校の再編等による公共用地の跡地については、新規の宅地開発用地や地域の活力向上に資する施設等への有効活用を地域住民と連携しながら検討する。
- ・福富小学校や新有明小学校周辺では佐賀市や鹿島市等周辺都市へのアクセスの良さを活かし、白石らしい豊かな農水産業や田園環境などを体感できる住宅地の形成を図り、町内への移住・定住を促進する。

3) 市街地外の土地利用の方針

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- ・既成市街地周辺に広がる農地について、その保全を図る。
- ・田園環境の保全により、遊水機能の維持による防災機能の向上を図るとともに、豊かな自然環境の提供等の多様な機能の保全を図る。

[秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針]

- ・無秩序な開発を防止し、計画的な市街地形成及び農業的土地利用の保全を図る。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域などについては、新たな浸水被害や土砂災害のリスクとなる無秩序な市街化を抑制する。
- ・既存集落等では、必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図るとともに、宅地開発等においては周囲の環境と調和した土地利用を図る。

[地域コミュニティ力維持の方針]

- ・田園部に点在する既存集落については、田園環境との調和を保ちながら、日常生活に不可欠な公共交通ネットワークを維持し、住民間の共助に繋がる地域コミュニティを保持する場として、その機能の維持を図る。

② 森林等

[自然環境の保全と活用]

- ・西部の杵島山には、貴重な森林空間が広がり、山頂近くには、白石平野や有明海を一望できる展望台もあることから、レクリエーションの場や田園の背景となる景観、水源涵養、木材生産、山村における雇用の場など、森林の持つ多面的な機能を踏まえ、適切な保全を図る。

[災害防止の観点から市街化の抑制に関する方針]

- ・災害発生の恐れのある箇所については、市街化を抑制する。

4) 主要な拠点の位置づけ

人口減少・高齢化が進展する中での都市の利便性や活力を維持するため、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図る。

① 商業・業務拠点

- ・国道207号と(主)武雄福富線が交差する一帯の市街地を商業・業務拠点と位置づけ、商業・業務機能や農産物を活かした交流機能等の集積を図るとともに、交通結節機能の充実・強化を推進し、多様な都市機能を備えた市街地の形成を図る。

② 生活交流拠点

- ・福富小学校周辺および新有明小学校周辺を生活交流拠点と位置付け、各種公共施設や商業施設等の立地を活かしながら、住民の身近な生活における多様な活動・交流の場の形成を図る。

③ その他

a. 観光・交流拠点

- ・有明海沿岸道路の福富IC周辺に位置する道の駅しろいしは、農水産物の販売や輸送、観光情報発信の拠点として、活用を促進し、交流人口の拡大を図り、その効果を町内へ波及させることで、全町的な観光振興と町内への移住・定住を促進する。

b. 工業拠点

- ・本区域における産業の多様性を高めるとともに新たな就業の場を確保するため、有明海沿岸道路のアクセスの良さを活かし、福富IC周辺を工業拠点と位置付ける。周辺の農村景観を損なわないよう配慮しつつ、企業等の誘致による工業機能の増進を図る。

c. 歴史・観光拠点

- ・日本三大歌垣の一つである杵島山・歌垣公園周辺を歴史・観光拠点と位置づけ、約40年ぶりに湧水が復活した縫ノ池や豊かな自然景観等と一体となった活用を図る。

d. 自然・レクリエーション拠点

- ・むつごろうカントリークラブやしろいしパークゴルフ場、新有明漁港や水辺公園等が集積する地区を自然・レクリエーション拠点と位置づけ、子どもから大人までが自然に親しみ、気軽に楽しむことができる場として利用の促進を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 交通施設の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、鹿島市、武雄市、佐賀市など周辺都市との広域的な連携も踏まえつつ、交通施設の整備方針を定める。

① 基本方針

南北方向の国道207号や国道444号、県道白石大町線、東西方向の（主）武雄福富線等により本区域の骨格が形成されており、特に、本区域の中心部を通る国道207号や、（主）武雄福富線については、通過交通も多く、市街地における円滑な交通処理等を図る必要がある。

また、良好な市街地環境の形成等を図るとともに、武雄市や鹿島市、江北町などの周辺都市との生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、交流ネットワークを形成することが望まれている。

- 広域的な地域の連携や交流等の促進のため、広域幹線道路として有明海沿岸道路の整備促進、ICへのアクセス向上を図る。
- 円滑な交通処理や交流ネットワークの形成等に必要な国県道や町道等の整備を図る。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やユニバーサルデザイン等に配慮する。
- 本区域の内外、区域内の拠点間、拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の充実を図る。

② 主要な交通施設の配置及び整備の方針

ア. 道路

【市街地を形成する道路】

- ・市街地を形成する道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて、整備推進を図る。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・有明海沿岸道路は、本区域と有明海沿岸の各都市や九州佐賀国際空港を連絡し、広域的な交流を促進するため、整備を推進する。
- ・有明海沿岸道路の整備に合わせ、有明海沿岸道路のICへのアクセス向上を図る。
- ・国道207号、国道444号、（主）武雄福富線など幹線道路であるとともに日常生活

に不可欠な暮らしに身近な道路については、道路利用者の安全・安心で快適な道路環境の整備を推進する。

イ. 公共交通

- ・鉄道駅などの交通施設は、移動手段である公共交通の結節点となるだけでなく、人々の交流を促進し、まちのにぎわいを創出するなどの重要な役割を担っている。
- ・交流人口の拡大や他都市との連携の基幹的役割を担う鉄道の利便性向上や利用促進を図るとともに、公共交通ネットワークを全体として捉え、路線バス等との連携強化を図る。
- ・路線バスやコミュニティタクシーの利用促進、デマンド利用の拡大やAI活用検討等をはじめとしたDX推進を図り、高齢者等の移動手段の確保や各拠点間のアクセス強化に努める。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

本区域の河川は、有明海の潮汐が内陸部まで遡上する感潮河川であるため、有明海より遡上する浮遊粘土（ガタ土）が著しく堆積している。また、区域内の大部分を低平地が占めており、洪水が有明海の潮位が高い時と重なった際には、その潮汐の影響により、河川等からの自然排水が困難となり、広範囲に内水被害が発生している。また、近年の気候変動による降雨量の増加や土地開発に伴う保水機能の低下等による治水安全度の低下も懸念されている。

- 近年、激甚化・頻発化する水害から住民の生命、財産を守るために、河川流域が本来有している保水機能の活用や、河川改修事業等による河川整備を図る等、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策に取り組む流域治水の推進を図る。
- 内水氾濫対策等で整備された排水機場等の河川管理施設について、老朽化を踏まえた長寿命化対策等による適切な整備や維持管理を図る。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえた多自然川づくりを基本として、生態系の保全や地域住民が身近に自然に触れ、親しめるような整備を図る。また、河川や水辺の整備による河川空間の創出及び利用促進等について、関係機関等と連携を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度、近年発生した洪水、上下流バランス等を勘案して各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備を行う。

また、治水機能を維持するため、河川における土砂の堆積状況、及び護岸損壊の危険性等の把握に努め、排水機場等についても維持管理の充実を図る。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

六角川水系の六角川等については、河川改修事業等による河川整備を推進し、令和3年

8月豪雨による浸水被害に対する「六角川水系緊急治水対策プロジェクト2.0」を関係機関と連携し取り組む。

整備にあたっては、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本として、ヤマノカミ等の貴重な生態系の保全や地域住民が自然にふれあい、親しめるよう配慮する。

3) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

●生活污水や工場排水等の衛生的な処理、六角川水系や有明海水域といった公共用水域の水質保全、都市環境や居住環境の向上、都市における浸水の防除を図る。このため、地域の状況に応じて、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽を適切に組み合わせながら整備を図るとともに、老朽化が進む下水道施設については、適切な維持管理や更新を図る。

イ. 整備水準の目標

公共下水道の計画区域について整備が完了しており、長寿命化を含めた施設の維持管理を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

公共下水道区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を配置する。

また、公共下水道の計画区域について整備は完了しているため、今後は、老朽化しつつある下水道施設の長寿命化を含めた更新や適切な維持管理を進める。

さらに、公共下水道への接続推進による水洗化率の向上を図るとともに、公共下水道と農業集落排水の接続等による処理場の集約を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 開発需要の高まりに対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、良好な市街地の整備を図る。
- 市街地内の公共用地跡地等の有効利用を図る。

2) 市街地の整備方針

- ・国道207号と（主）武雄福富線が交差する一帯は、既存の商業機能等との調和を図りながら、新たな商業・業務機能や公共機能等の集積強化を図るとともに、居住環境整備、市街地内の道路整備などの推進を図る。
- ・既存集落周辺等については、必要に応じて都市基盤の整備等を進めることにより居住環境の向上を図る。
- ・新規の宅地用地や住民の生活利便性向上に資する施設用地等として、公共用地跡地や空き家等の有効活用を促進し、良好な市街地形成を図る。小中学校再編等に伴う公共施設跡地等の活用においては、官民連携を含めた手法を検討する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 白石の豊かな田園環境や六角川をはじめとした河川等は、農業生産を支える重要な産業基盤であるとともに、生物多様性の保全の観点からも、町の資源として保全を図っていく。
- 公園・緑地等の公共空地については、環境保全、防災、景観面からもその重要性が高まっており、住民にとって身近な心身の健康増進や地域交流の場、自然とのふれあい、災害時の避難地、スポーツやレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 区域内の河川や、点在するため池、クリーク、水路などの水辺空間、田園などは、地域の景観を構成する要素の一つとなることから、その景観の保全を図る。
- 豊かな自然環境は貴重な観光資源として積極的に活用するとともに、脱炭素の観点からも緑地の保全に取り組む。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- ・西部に位置する杵島山の森林・緑地等は、水源涵養や動植物の生息域としても貴重なことから、保全を図る。
- ・既成市街地周囲に広がる農地は、営農の場としての機能はもとより、良好な自然的環境の提供や貯水機能等の多様な機能を維持するため、その保全を図る。
- ・区域内の河川や、点在するため池、平野に広がるクリークなどの水辺空間は、営農面での利用だけではなく生物多様性の観点からも、水質向上等を図り、身近な自然環境としての保全を図る。

② レクリエーション系統

- ・杵島山には自然環境と調和した歌垣公園や水堂公園がある。また、市街地周辺には、運動施設や福祉施設が隣接した住民の交流面で拠点的に利用されている白石中央公園があることから、このような観光・レクリエーションの場の整備・活用を図るとともに、ネットワーク化を図る。
- ・低平地を流れる主要な河川（六角川、塩田川、只江川、廻里江川、須古川、白石川）については、自然的環境を創出する自然環境軸として位置づけるとともに、区域内の森林・緑地等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。

③ 景観構成系統

- ・杵島山の山並みの景観の保全を図る。さらに農地は営農の場としての機能はもとより、地域の特徴的な景観構成の要素としても重要であるため、低平地に広がる田園景観の保全を図る。

④ 防災系統

- ・公園や広場等の既存のストックを有効活用し、各集落内に緊急時の避難所となる防災拠点を分散して整備する。
- ・森林や農地、緑地、クリークなどは、雨水を貯留し洪水や土砂災害を防ぐなどの防災機能を有することから、保全を図る。

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）



